



## 謹賀新年

■佐賀市 松原神社

### 今月の記事

- 日本年金機構
  - ・20歳になられた皆様は、国民年金への加入が義務付けられています。…………… 2
  - ・年金受給者の皆様へ  
源泉徴収票が送付されます…………… 2
  - ・65歳未満の年金受給者の皆様へ…………… 3
- 全国健康保険協会 佐賀支部
  - ・健康保険証…………… 4
  - ・事業主のみなさまへのお願いです。…………… 5
- (財)佐賀県社会保険協会
  - ・平成23年度第3期 社会保険事務講習会…………… 6
  - ・佐賀県健康保険委員・年金委員会佐賀ブロック ボウリング大会結果報告…………… 7
  - ・第2回健康づくり企画「カラダ・プラス1(ワン)」登録開始!…………… 7
  - ・年金相談窓口開設等のご案内…………… 8
  - ・一般的な年金相談に関するお問い合わせは『ねんきんダイヤル』へ!…………… 8
  - ・賞与支払届の提出はお済ですか?…………… 8

# あけまして おめでとうございます

日本年金機構は、発足以来、年金記録問題の早期解決及びサービス機関としての充実を目指して、日々、業務の運営に努めてまいりました。

私たちは、お客様の目線で考え、お客様の立場に立った親切・迅速・正確で効率的なサービスを提供することをお約束するとともに、身近で信頼される年金事務所であるよう、全職員一丸となって取り組んでまいります。

**今年もどうぞよろしく願い申し上げます。**



日本年金機構 佐賀年金事務所長  
日本年金機構 唐津年金事務所長  
日本年金機構 武雄年金事務所長

## 新成人のみなさん おめでとうございます

◆20歳になられた皆様は、国民年金への加入が義務付けられています。

### 国民年金(基礎年金)の3つのメリットと保険料免除・納付猶予制度

- ①老後を支えます ..... **老齢基礎年金**
- ②けがや病気で障害が残ったときに支えます ..... **障害基礎年金**
- ③加入者が亡くなったとき、その方に生計を維持されていた方を支えます ..... **遺族基礎年金**

○保険料の納付が困難な場合は、「学生納付特例制度」や「若年者納付猶予制度」など保険料の支払を猶予する制度があります。

## お問い合わせ先

- 佐賀年金事務所国民年金課 TEL0952-31-4194
- 唐津年金事務所国民年金課 TEL0955-72-5163
- 武雄年金事務所国民年金課 TEL0954-23-0123

## 年金受給者の皆様へ

◆源泉徴収票が送付されます

老齢年金は、所得税法上の雑所得として課税の対象になっています。そのため、老齢年金を受けている方には、1年間の年金の支払総額などを記載した「源泉徴収票」が1月中旬以降順次送付されますので、確定申告の際に提出してください。

紛失したときなどは再発行できますので、年金事務所又は『ねんきんダイヤル』(☎0570-05-1165)までお問い合わせください。

なお、障害年金・遺族年金は、課税の対象となっていないため、源泉徴収票は送付されません。

## お問い合わせ先

- 佐賀年金事務所お客様相談室 TEL0952-31-4191
- 唐津年金事務所お客様相談室 TEL0955-72-5161
- 武雄年金事務所お客様相談室 TEL0954-23-0121

## 65歳未満の年金受給者の皆様へ

65歳未満の方が受給されている老齢厚生年金と雇用保険の失業給付は、同時には受けられません。

また、65歳未満の方が雇用保険の高年齢雇用継続給付金の受給した場合は、老齢厚生年金の支給額が調整されます。

### ◆雇用保険の失業給付(基本手当)との調整

ハローワークで求職申込みを行った日の属する月の翌月から失業給付の受給期間が経過した日の属する月(または所定給付日数を受け終わった日の属する月)まで「特別支給の老齢厚生年金」が全額支給停止されます。  
 ※「特別支給の老齢厚生年金」を受給されている方が、求職申込みを行った場合は、必ず年金事務所へ年金の支給停止届を提出していただく必要があります。

※求職申込みを行った後で、基本手当を受けていない月がある場合、その月分についての年金はすぐに支給されず、3ヶ月程度後の支給となります。また、基本手当の受給期間経過後、年金の支払開始は3ヶ月程度後となります。

ご注意ください!!

Aさんの(例)

失業給付 日額 5千円	年金 日額 6千円
----------------	--------------

左図のように、年金の方が高額であった場合でも、求職申込みを行っている場合は、年金の支給停止届の提出が必要です。  
 年金の受給を希望される場合は、求職申込みは行わないでください。

### ◆支給停止の基本的な仕組み(失業給付を受けられた場合のイメージ)

月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
失業給付	求職 申込 ▼	基本手当受給						受給期間経過					
年金給付	支給	年金は金額支給停止						支給					
年金の 支払月		4月分								10月、 11月分		12月、 1月分	

### ◆雇用保険の高年齢雇用継続給付との調整

厚生年金に加入中の方で、「特別支給の老齢厚生年金」を受給中の方が雇用保険の高年齢雇用継続給付(高年齢雇用継続基本給付金・高年齢再就職給付金)を受けられるときは、在職による年金の支給停止に加えて年金の一部が支給停止されます。

高年齢雇用継続給付により支給停止される年金額は、最高で賃金(標準報酬月額)の6%に当たる額です。  
 ※「特別支給の老齢厚生年金」を受給されている方が、高年齢雇用継続給付を受けられる場合は、必ず年金事務所へ年金の支給停止届を提出していただく必要があります。

お問い合わせ先

- 佐賀年金事務所お客様相談室 TEL0952-31-4191
- 唐津年金事務所お客様相談室 TEL0955-72-5161
- 武雄年金事務所お客様相談室 TEL0954-23-0121

従業員のみなさまに周知をお願いします。

正しく使おう！

# 健康保険証



## 大切にしましょう

健康保険証は、保険給付を受けるためにとても大事なものです。また、多くの個人情報に記載されていますので、大切にしましょう。

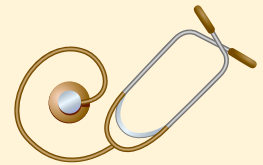
失くしたり破損したときはすみやかに再交付の申請をしてください。



## 受診するとき

医療機関を受診するときには、毎回、健康保険証を提示しましょう。

健康保険証が変わったときには、月の途中でも必ず医療機関に申し出てください。



## 退職するときなど

退職したとき、家族が扶養からはずれたときは、すみやかに健康保険証を会社に返却してください。

健康保険証は、退職日の翌日以降・扶養からはずれた日以降は、一切使えません。(退職された後も健康保険証を使用されているケースが見受けられますのでご注意ください)

## 仕事中にケガをしたとき

仕事中や通勤途中のケガは、労災になるので、健康保険証は使えません。

詳しくは、管轄の労働基準監督署にご相談ください。



## 交通事故などに遭ったとき

交通事故や他人の行為でケガをして健康保険証を使うときには、必ず協会けんぽへ連絡してください。

『第三者行為による傷病届』の提出が必要です。



## 返納催告状の送付

資格喪失届・被扶養者異動届提出時に健康保険証の添付がなく、1ヶ月経過後も返納がない場合に被保険者あて送付していますので、すみやかに返納してください。

# 事業主のみなさまへのお願いです。



## 被扶養者の資格の再確認をお願いします

協会けんぽでは、健康保険の被扶養者資格を確認するために、毎年度5月頃に事業主様へ被扶養者状況リスト・扶養調書等を送付する業務を実施することとしています。

本年度は、震災の影響により実施を見合わせることとなりましたが、被扶養者資格を確認いただくことは、**保険料負担の軽減にもつながる大変重要な事務**ですので、事業主様におかれましては、改めて被扶養者異動届の届け出もれがないかの確認と、異動があった場合の適切かつ迅速な提出につきまして、ご理解・ご協力のほどお願いします。

### ●被扶養者異動(削除)届の手続きが必要な場合

- 就職などで新たに被保険者となったとき
- 結婚等で他の被保険者の被扶養者となったとき
- 被扶養者の収入が基準を超えたとき

※被扶養者異動届のお問い合わせについては年金事務所までお願いします。

## ↑ 保険料率の上昇を抑えるために



### 高齢者への支援金

高齢者の医療費は、税金、本人負担によるほか、協会けんぽ、健保組合、国民健康保険等の医療保険制度から拠出することとなりますが、こうした協会けんぽからの支援金(皆様が納められた保険料によるものです)は、各々の制度の加入者(被保険者および被扶養者)の人数に応じて算出されます。そのため、**本来、健康保険の被扶養者から削除しなければならない方の届け出を行っていないと、その被扶養者分についても協会けんぽの支援金の額に追加され、皆様の保険料負担も増えることとなります。**

申請書のご提出先・お問合せ先

〒840-8560 佐賀市駅南本町6-4 佐賀中央第一生命ビル2階



全国健康保険協会 佐賀支部  
協会けんぽ

TEL 0952-27-0611

協会けんぽ 佐賀

検索





# 社会保険事務講習会 開催のお知らせ

健康保険と年金制度のしくみや給付実務・事務手続き等についての講習会を開催いたします。

地区	日時	会場
鳥栖会場	平成24年2月3日(金)	サンメッセ鳥栖 (鳥栖市本鳥栖町1819)
伊万里会場	平成24年2月6日(月)	伊万里市民センター (伊万里市松島町391-1)
佐賀会場	平成24年2月8日(水)	アバンセ (佐賀市天神3-2-11)
武雄会場	平成24年2月13日(月)	武雄市文化会館 (武雄市武雄町武雄5538-1)

◆実施期間 各会場共通: 13:30受付 ▶ 13:50開始 ▶ 16:10終了

**募集定員** 佐賀・武雄**50名** 鳥栖・伊万里**30名** (定員になり次第締め切ります)

受講決定者の方には後日、案内のハガキをお送り致します。

**対象者** 社会保険事務担当者の方

**講師** 社会保険労務士

**参加費** **会員事業所は無料** (平成23年度会費未納事業所は資料代等として500円)

**申込方法** 下記の参加申込書にご記入の上、**郵送**または**FAX**にてお申し込み下さい。

**お申込み  
お問合せ**

財団法人 佐賀県社会保険協会

〒840-0816 佐賀市駅南本町6-4 佐賀中央第一生命ビル9階

**TEL.0952-26-3171 FAX.0952-26-3377**

主催/財団法人 佐賀県社会保険協会 共催/佐賀県健康保険委員・年金委員会



〈キリトリ線〉

## 社会保険事務講習会 参加申込書

会員番号				☎おわかりになる範囲で結構です。
参加希望会場日時	( 佐賀 ・ 鳥栖 ・ 武雄 ・ 伊万里 ) 会場/平成 年 月 日( )			
参加者氏名(2名まで)				
事業所名				
事業所所在地	〒			事業所電話番号 ( )
分からない部分・知りたい内容などありましたら、お書きください。				

※申込書にご記入いただきました情報は、この事務講習会以外の目的には使用いたしません。

## 佐賀ブロック ボウリング大会

平成23年11月20日、ボウルアーガス(佐賀市)において、健康づくり事業の一環として、佐賀県健康保険委員・年金委員会佐賀ブロックボウリング大会(社会保険協会共催)が、19チームの参加により開催されました。

優勝 本村組(A)  
第2位 (株)大洋建設(B)  
第3位 JAライフサポート佐賀



健康づくり企画  
KARADA PLUS ONE

第2回

あなたも  
チャレンジ!

# カラダプラスワン

イベント期間 ▶ 2012年1月1日～3月31日

### 健康づくり企画カラダ・プラス1(ワン)とは

現代人の生活は、仕事が忙しく暇がないなど運動不足になりがちです。  
『カラダ・プラス1』は、ウォーキングなどを日常生活に取り入れ、生活習慣病やメタボリックシンドロームを予防する事を目的としています。  
日々の運動は、皆さんを快適な生活に導いてくれます。ぜひ、ご参加ください。

### 運動実施期間



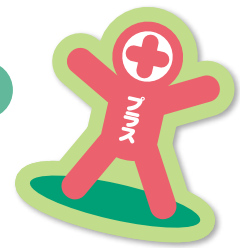
2012年1月1日～3月31日の3カ月間。

ゴール日までの合計日数上位者(頑張った人)には粗品進呈。  
期間中でも登録可能です。(ただし、1月31日まで。)



### 登録期間

2011年 12月1日～1月31日  
(1月1日～3月31日はイベント期間中)。



## 財団法人 佐賀県社会保険協会

〒840-0816 佐賀市駅南本町6-4 佐賀中央第一生命ビル9階  
TEL:0952-26-3171 FAX:0952-26-3377

佐賀県社会保険協会

検索

<http://www.syahokyo-saga.or.jp/>



# 年金相談窓口開設等のご案内

## ●平成24年2月 相談窓口開設カレンダー

日	月	火	水	木	金	土
			1 多久市役所 (予約)	2 鳥栖市役所 (予約)	3 伊万里市役所 (予約)	4
5	6 延長相談 19時まで	7 鹿島市民会館 (予約)	8 有田町役場 東庁舎 (予約)	9 鳥栖市役所 (予約)	10 伊万里市役所 (予約)	11 休日相談日
12	13 延長相談 19時まで	14 基山町役場 (予約)	15 多久市役所 (予約)	16 鳥栖市役所 (予約)	17 伊万里市役所 (予約)	18
19	20 延長相談 19時まで	21 鹿島市民会館 (予約)	22 有田町役場 本庁舎 (予約)	23 鳥栖市役所 (予約)	24 伊万里市役所 (予約)	25
26	27 延長相談 19時まで	28 基山町役場 (予約)	29			

休日相談日 県内年金事務所の休日相談日 受付時間 9:30～16:00

「社会保険労務士によるねんきん定期便・特別便窓口」も一部併設しております。  
相談時間 10:00～15:00(伊万里市役所は、9:30～15:00)

※健康保険に関する相談につきましては、「全国健康保険協会佐賀支部」へお問い合わせください。 ☎0952-27-0611

《出張相談(予約制) 相談時間10:00～15:00》	
出張相談所	予約申込先
鳥栖市役所 多久市役所 基山町役場	佐賀年金事務所 0952-31-4191
伊万里市役所	唐津年金事務所 0955-72-5161
鹿島市民会館	鹿島市役所 市民課年金係 0954-63-2117
有田町役場 東庁舎 有田町役場 本庁舎	有田町役場 住民環境課 国民年金係 0955-46-2114
《県内年金事務所における相談時間》	
平日	8:30～17:15
毎週月曜日	8:30～19:00(休日の場合は翌日)
第2土曜日	9:30～16:00

- ※予約相談も受付けております。
- ※希望される日の前日までに予約をお願いします。
- ※唐津・武雄年金事務所は、第2土曜日については完全予約制です。
- 佐賀年金事務所…………… ☎0952-31-4191
- 唐津年金事務所…………… ☎0955-72-5161
- 武雄年金事務所…………… ☎0954-23-0121

## ●一般的な年金相談に関するお問い合わせは『ねんきんダイヤル』へ！



# 0570-05-1165

050(一部)の電話、070の電話からおかけになる場合は**03-6700-1165**  
お問合せの際は、基礎年金番号がわかるものをご用意ください。

《受付時間》●月～金曜日：午前8:30～午後5:15

※ただし、月曜日(月曜日が休日の場合は火曜日)は、午後7:00まで延長

●第2土曜日：午前9:30～午後4:00

(祝日、12月29日～1月3日はご利用いただけません。)



- ナビダイヤルは、一般の固定電話からおかけになる場合は全国どこからでも、市内通話料金でご利用いただけます。ただし、一般の固定電話以外(携帯電話等)からおかけになる場合は、通常の通話料金がかかります。
- 「03-6700-1165」の電話番号からおかけになる場合は、通常の通話料金がかかります。
- 「0570」の最初の「0」を省略したり、市外局番をつけて間違い電話になっているケースが発生していますので、おかけ間違いにはご注意ください。
- 月曜日など休日明けや、お客様のお手元に通知書が届いた直後(5日程度)は、電話がつながりにくくなっております。週の後半と月の後半は、つながりやすくなっておりますので、どうぞご利用ください。

## ●賞与支払届の提出はお済ですか？

### 賞与に係る保険料も、将来の年金に反映されます

- 賞与(ボーナス)を支給したときは、**支払った日から5日以内**に「賞与支払届」(紙またはCDなどの磁気媒体で作成)と「賞与支払届総括表」(紙で作成)の提出をお願いします。
- 賞与等の支給額の1,000円未満を切り捨てた額のことを「標準賞与額」といいます。保険料の計算は、「標準賞与額」に直接、保険料率を乗じて計算することになります。
- 賞与支払予定月に支給がなかった場合は、「賞与支払届総括表」の「不支給 1」に○印をつけて提出してください。



社会保険料は納付期限内に納付しましょう。

**平成24年1月分**保険料の納付期限は**平成24年2月29日(水)**です。

**ご注意ください!!**

※平成24年1月分の社会保険料計算に係る届書は**2月6日(月)**までに到着するようお届けください。その後到着した場合は平成24年1月分の社会保険料計算に算入されない場合があります。